



2026年5月14日

各 位

会 社 名 東洋エンジニアリング株式会社
代 表 者 取締役社長 細井 栄治
(コード：6330、東証プライム)
問合せ先 ガバナンス・会社法務ユニット 山下 維介
(TEL：043 - 274 - 1000)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、2026年5月14日(本日)開催の取締役会におきまして、2026年6月25日開催予定の第71期定時株主総会に定款一部変更に関する議案を付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 変更の理由

(1) A種優先株式に関する定めの削除

当社は、2026年4月30日までに、発行済のA種優先株式の全てを取得および消却いたしましたので、これに伴い、定款上の同種類株式に関する規定を削除するとともに、必要な文言の修正を行うものであります。

(2) 社長の選任対象および執行役員に関する定めの変更

社長の選任対象を取締役に限定せず、執行役員の中からも選任可能とするとともに、執行役員の選任方法および役割を改めて明確にするため、現行定款につき次のとおり変更するものであります。

- ① 経営体制の柔軟性を高めることを目的として、社長の選任対象を取締役に限定せず、執行役員の中からも選任可能とするため、現行定款第23条を変更するものであります。
- ② 当社は、取締役の職務の執行を迅速かつ効果的に行うため執行役員制度を導入しておりますが、定款上においても執行役員の選任方法および役割を改めて明確にするを目的として、執行役員に関する規定を新設するため、変更案第29条を新設するものであります。
- ③ 株主総会および取締役会の招集権者および議長について、上記(1)の変更対応のため、現行定款第15条および第24条を変更するものであります。
- ④ 上記変更に伴い、条数の繰下げを行うものであります。

2. 変更の内容

(下線部分は変更箇所を示しております。)

現 行 定 款	変 更 後
(発行可能株式総数および発行可能種類株式総数)	(発行可能株式総数)
第6条 (省 略)	第6条 (現行どおり)
<u>(2) 当社の発行可能種類株式総数は、各種類の株式に応じてそれぞれ次のとおりとする。</u>	(削 除)
普通株式 <u>1億株</u>	
A種優先株式 <u>250万株</u>	
第2章の2 A種優先株式	(削 除)
(剰余金の配当)	(削 除)
第12条の2 当社は、普通株式を有する株主(以下、「普通株主」という。)および普通株式の登録株式質権者(以下、「普通登録株式質権者」という。)に対して剰余金の配当を行うときは、当該剰余金の配当に係る基準日の最終の株主名簿に記載または記録されたA種優先株式を有する株主(以下、「A種優先株主」という。)またはA種優先株式の登録株式質権者(以下、「A種優先登録株式質権者」という。)に対し、A種優先株式1株につき、普通株式1株当たりの配当額と同額の剰余金の配当を普通株主および普通登録株式質権者に対する剰余金の配当と同順位にて行う。	
(剰余財産の分配)	(削 除)
第12条の3	
(1) 優先分配金	
当社は、剰余財産の分配をするときは、A種優先株主またはA種優先登録株式質権者に対し、普通株主または普通登録株式質権者に先立ち、A種優先株式1株当たり、740円(ただし、A種優先株式につき、株式の併合もしくは分割、株式無償割当てまたはこれに類する事由があった場合には、適切に調整される。)を支払う。	
(2) 非参加条項	
A種優先株主またはA種優先登録株式質権者に対しては、上記のほか剰余財産の分配を行わない。	
(議決権)	(削 除)
第12条の4 A種優先株主は、株主総会において議決権を有しない。	

現 行 定 款	変 更 後
<p>(株式の併合または分割および株式無償割当て)</p> <p><u>第12条の5</u></p> <p>(1) <u>分割または併合</u> 当社は、株式の分割または併合を行うときは、普通株式およびA種優先株式の種類ごとに、同時に同一の割合で行う。</p> <p>(2) <u>株式無償割当て</u> 当社は、株式無償割当てを行うときは、普通株式およびA種優先株式の種類ごとに、当該種類の株式の無償割当てを、同時に同一の割合で行う。</p>	<p>(削 除)</p>
<p>(普通株式を対価とする取得請求権)</p> <p><u>第12条の6</u> A種優先株主は、いつでも、法令の定める範囲内において、当会社に対し、普通株式の交付と引換えに、その有するA種優先株式の全部または一部を取得することを請求することができるものとし、当会社は、当該請求に係るA種優先株式1株を取得するのと引換えに、当該A種優先株主に対して普通株式1株を交付する。</p> <p>(招集権者および議長)</p> <p>第15条 株主総会は、<u>取締役社長がこれを招集し、議長となる。</u></p> <p>(2) <u>取締役社長に差支えあるときはあらかじめ取締役会の定めた順序により他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。</u></p>	<p>(削 除)</p> <p>(招集権者および議長)</p> <p>第15条 株主総会は、<u>法令に別段の定めがある場合を除き、あらかじめ取締役会の定める取締役が招集し、議長となる。</u></p> <p>(2) <u>前項の取締役に差支えあるときはあらかじめ取締役会の定めた順序により他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。</u></p>
<p>(種類株主総会)</p> <p><u>第19条の2</u> 第13条から第19条までの規定は、<u>種類株主総会についてこれを準用する。</u></p> <p>(役付および代表取締役)</p> <p>第23条 取締役会は、その決議によって<u>取締役会長1名、取締役社長1名を置く。</u></p> <p>(新 設)</p> <p>(2) 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。</p> <p>(3) <u>取締役社長は取締役会の決議に基づき業務の執行を統轄し、取締役は取締役社長を補佐し、取締役社長差支えあるときはあらかじめ取締役会の定めた順序によりその職務を代行する。</u></p>	<p>(削 除)</p> <p>(役付および代表取締役)</p> <p>第23条 取締役会は、その決議によって<u>取締役の中から会長1名を置く。</u></p> <p>(2) <u>取締役会は、その決議によって取締役または執行役員の中から社長1名を置く。</u></p> <p>(3) 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。</p> <p>(4) <u>社長は取締役会の決議に基づき業務の執行を統轄し、社長に差支えあるときはあらかじめ取締役会の定めた順序により他の取締役にその職務を代行する。</u></p>
<p>(取締役会の招集権者、招集通知および議長)</p> <p>第24条 (省 略)</p> <p>(2) 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、<u>取締役会長が招集する。ただし、取締役会長に差支えあるときはあらかじめ取締役会の定めた順序により他の取締役が招集する。</u></p> <p>(3) (省 略)</p>	<p>(取締役会の招集権者、招集通知および議長)</p> <p>第24条 (現行どおり)</p> <p>(2) 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、<u>会長が招集する。ただし、会長に差支えあるときはあらかじめ取締役会の定めた順序により他の取締役が招集する。</u></p> <p>(3) (現行どおり)</p>

現 行 定 款	変 更 後
<p>(4) 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、<u>取締役会長</u>が議長となる。ただし、<u>取締役会長</u>に差支えあるときはあらかじめ取締役会の定めた順序により他の取締役が議長となる。</p> <p>(新 設)</p> <p>第29条から第42条 (省 略)</p>	<p>(4) 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、<u>会長</u>が議長となる。ただし、<u>会長</u>に差支えあるときはあらかじめ取締役会の定めた順序により他の取締役が議長となる。</p> <p>(<u>執行役員</u>)</p> <p>第29条 <u>当社は、取締役会の決議によって執行役員を選任し、当社の業務を分担して執行させることができる。</u></p> <p>第30条から第43条 (現行どおり)</p>

3. 日程(予定)

- (1) 定時株主総会の開催日
2026年6月25日
- (2) 定款変更の効力発生日
2026年6月25日

以 上